

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

資料番号	35	担当課	建築住宅課		
法令名	宅地建物取引業者営業保証金規則	根拠条項	第9条第2項	許認可等の内容	債権の総額に関する証明書の交付
第九条 省略					
2 前条第三項の規定により届出をした者は、当該公告に定める期間内に、同条第一項第三号又は第二項第三号の申出書の提出があつたときは、当該申出書各一通及び申出に係る債権の総額に関する証明書の交付を国土交通大臣又は当該都道府県知事に請求することができる。					